

令和2年（2020年）7月9日

各本部員 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応の段階的緩和について

このことについては、令和2年（2020年）5月26日付け通知において外出自粛やイベント開催制限の段階的緩和の目安をお示し、6月1日及び6月19日に目安どおりの緩和を行ったところです。

この度、国の方針及び県内の感染状況を踏まえ、下記のとおり緩和しますので、関係機関・団体等に周知いただくようお願いします。

なお、プロスポーツ等の全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設、又は、収容人数が2,000人を超えるような施設の施設管理者に対しても下記内容を周知のうえ、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、県担当課に連絡のうえ、当事務局に事前相談するよう依頼していただくようお願いします。

記

1 時期

令和2年（2020年）7月10日から

2 内容

(1) 外出自粛について

- ・ 引き続き、「三つの密」のある場及び感染が流行している地域へは、「新しい生活様式」の一環として、移動を控えること。
- ・ 業種別ガイドライン、県作成のチェックリスト等による感染防止が徹底されていない施設等への外出は控えること。
- ・ 外出の際は、マスクの着用や手指の消毒などを行い、人との距離を確保すること。
- ・ 観光振興は、県をまたぐものも含めて徐々に行うこと。

(2) イベント開催制限について

- ・ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、参加者の把握が困難なお祭り・野外フェス等の開催は、中止を含めて慎重に検討すること。
- ・ 屋内のコンサート、展示会等については、収容率50%以内かつ5,000人以下のものは可能。
- ・ 屋外のコンサート等については、十分な間隔（できれば2m）を取り、かつ5,000人以下のものは可能。
- ・ 参加者がおおよそ把握できる地域の行事（盆踊り等）については、適切な感染防止策を講じたうえで実施すること。

- ・ プロスポーツ等について、収容率 50%以内かつ 5,000 人以下のものは可能となるが、主催者において選手・出演者・観客等に対し、適切な感染予防策を講じること。
- ・ いずれのイベント実施も、3密を避ける等の基本的な感染防止の徹底が条件。
- ・ 全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）又はイベント参加者が 1,000 人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者は、県に事前相談すること（※詳細は別添のとおり）。

（3）施設の使用について

- ・ 施設管理者は、施設利用者に対して、発熱等の症状がある場合は施設の利用を控えること、接触確認アプリのインストール、マスクの着用、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること等を促すこと。
- ・ 施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、3密の環境を作らないよう徹底すること。
- ・ その他、業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。

※具体的な感染防止対策については、次の資料を参考とすること。

① 5月26日付け通知添付資料

「移行期間における都道府県の対応について」

（令和2年5月25日付け国事務連絡）

② 本通知添付資料

「7月10日以降における都道府県の対応について」

（令和2年7月8日付け国事務連絡）

「イベント等の開催に係る留意事項（7月10日改定）」

「施設の使用に係る留意事項」

③ 業種別ガイドライン

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

（熊本県健康福祉部健康危機管理課）

中満・谷津・島田

直通：096-333-2478（内線 5933, 5934）